

医薬監麻発 1105 第 4 号
令和 6 年 11 月 5 日

各都道府県薬務衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

大麻取扱者に係る年間報告の提出について（依頼）

大麻取扱者（大麻栽培者及び大麻研究者）は、大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号。以下「現行法」という。）第 15 条及び第 17 条の規定に基づき、毎年 1 月 30 日までに必要事項を都道府県知事に報告（以下「年間報告」という。）しなければならないものとされているところ、令和 6 年 12 月 12 日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が施行されることに伴い、改正法附則第 3 条第 1 項の規定により、現に有効な大麻取扱者の免許の有効期間が満了した令和 7 年 1 月 1 日以降において大麻取扱者が存在しなくなることから、当該年間報告が提出されないこととなります。

この場合、令和 6 年中の大麻の栽培管理状況を把握できず、保健衛生上重大な支障を来すおそれがあることから、都道府県薬務主管部（局）にあっては、現在大麻取扱者である者に対し、令和 7 年 1 月 30 日までに、当該年間報告の提出を促し、大麻取扱者に係る令和 6 年の大麻の栽培管理状況の把握に努めていただくようお願いいたします。

なお、当課への大麻取扱者数等の報告については、「「麻薬等犯罪及び麻薬中毒者等の報告並びに作成上の注意」の一部改正について」（平成 29 年 2 月 15 日付け薬生監麻発 0215 第 5 号医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）により実施していただいているところ、引き続き、当該大麻取扱者の数等について当課への報告をお願いいたします。